

103万円の壁 ➡

160万円の壁の意味がわかる

特定親族特別控除の意味、

扶養控除との違いがわかる

所得控除の変更がわかる

年収160万円

—— 中小企業の経理担当者向け ——

の壁

年末調整
＼ 突破 /
ガイドブック

第1章 年収160万円の壁とは？

令和 7 年度税制改正により、パートが非課税となる「**年収 103 万円の壁**」は「**年収 160 万円の壁**」に引き上げられました。

これはどういうことなのか、そして、経理の現場でどのように影響があるのかを確認しましょう。

「年収 160 万円の壁」への引き上げの背景と中身を確認

そもそも長年定着していた「年収 103 万円の壁」がなぜ「年収 160 万円の壁」に引き上げられたのでしょうか。背景には、円安などに伴う物価高と企業の人手不足にあります。

物価高になると誰もかれもが働いて収入を増やそうとします。パート主婦ももちろんです。しかし夫の扶養から外れるのを彼女たちは嫌がります。

そのため、年末近くになると就業調整するのが恒例でした。これでは人手不足は解消されませんし、世帯の収入も増えません。



年収160万円の壁の内訳は **基礎給付金、基礎控除、給与所得控除** の3つから成っています。

「103万円の壁→160万円の壁」の意味

103万円の壁（基礎給付金まで）

160万円の壁（基礎控除まで）



年収の壁が
「103万円→160万円」
になったのは
この3つが要因です。

- 1.基礎給付金の引き上げ
- 2.基礎控除の上乗せ制度の適用
- 3.給与所得控除の
最低保障額の引き上げ

1. 基礎控除の引き上げ



■基礎控除の引き上げにより所得制限も増えた

「基礎控除160万円の壁」だけでなく「これまでの基礎控除が48万円→55万円になった」だけでいいのですが、所得の低い層はちょっと大変です。というのも、この引き上げとともに、所得制限の幅が広がったからです。

これまでの基礎控除は「合計所得金額240万円を超えると徐々に控除額が減り、250万円を超えると控除額が0円」でした。

令和7年から
「合計所得金額235万円を超えると徐々に控除額が減り、250万円を超えると控除額が0円」になります。

いずれにしても「壁」がはじけるほど基礎控除がなくなる懸念は増える」わけです。



2. 基礎控除の上乗せ制度の創設



3. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ



■最低保障額の対象が広がった

「最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられた」といいますが、これはあくまで 55 万円の給与所得控除の額に引き上げ対象がのびるという点に注意が必要です。
しかし実は今回、最低保障額の対象となる給与所得が広がりました。

これまででは給与所得 162 万 5000 円以下のみが最低保障額の対象でしたが、今回で 160 万円以下が最低保障額の対象となりました。
今回で 160 万円は、ボーナス以外で単純に算出している人の給与所得が少しだけ、超える方もおられるかもしれません。

最低保障額（控除後の金額）	
給与所得金額	最低保障額
	最低保障額
162 万 5000 円以下	55 万円
162 万 5000 円超 165 万円以下	65 万円
165 万円超 168 万円以下	
168 万円超 170 万円以下	65 万円

※ 最低保障額 = 給与所得 - 給与所得控除 - 社会保険料 - 住民税 - 市町村民税 - 県民税 - 特別徴収金

※ 最低保障額は、給与所得控除後の金額に、社会保険料、住民税、市町村民税、県民税、特別徴収金を控除した金額です。

「年収 160 万円の壁」対応時期

給与の増減が年収 160 万円の壁に対応しなくてはならないのは、次の 2 つの場面です。
1 つは年末調整、もう 1 つは月々の源泉徴収となります。

●年末調整

年末調整は毎年 1 月 1 日から対応します。
つまり、今年の年末調整から新しい制度に対応しなくてはなりません。

●月々の源泉徴収

給与の増減が年 2 回の場々では、企業が従業員や従業員が給与増減から所得税を天引きし、本人の申告時に税務署に納税しています。この天引きを「源泉徴収」と言います。
源泉徴収する所得税の計算で 160 万円の壁に対応するのは毎年 1 月 1 日以降支給される給与増減からです。

「年収 160 万円の壁」対応時期

■注意喚起

「年収 160 万円の壁」はあくまで「パートをやりとりで働いている人」に所得制限がかからないという趣旨です。

パート主婦を扶養している夫やパートなしでいる子を扶養している妻は
配偶者控除や扶養控除を受けられなくなります
（ただし、配偶者特別控除や特定扶養控除が適用で対応は可能）。

また社会保険の料金が上がった、住民税が課税されたらする可能性があります。

第2章 新制度！特定親族特別控除とは？

税制上、居住している年末調整や月々の源泉徴収で控除すべきなのは、160万円の範囲内だけで済みます。新たに登場した「特定親族特別控除」も知っておく必要があります。

特定親族特別控除とは？創設の背景を確認

特定親族特別控除のイメージを定めていく前に確認する点。「大學生親族の所得の手が多少増えますが、それは一定額の範囲を優待される」というものです。ただし、所得の160万円は、所得や所得控除で減額されています。なぜこのような制度が新しく作られたのでしょうか。

それは、企業の人手不足を解消するためです。バレーが企業に限らず、大學生のバレーもこのことで160万円の優待に減らされています。増えますが、優待も、160万円の範囲を優待されるようになっていきます。そのため、企業に人不足になるのを解消するために、企業、企業の人手不足が解消されたのです。そこで政府は新たに特定親族特別控除という制度を設け、大學生親族の手がバレーで多少増えますが、優待の範囲で減額される。また、160万円の範囲を優待されるようにしたのである。



要件

特定親族特別控除を受けるとは法的にすべての要件を満たすことが必要です。

1. 控除を受けようとする親族本人が親族であること
（親族とは対象外です。）

2. 親族本人に控除されていゝる親族等がゐること
ここでゐゝる「控除されていゝる親族等」とは、子とは限りません。次の人たちがゐゝます。

- 4. 親族内配偶
- 3. 親族内親族
- 親子（児童福祉法の規定で養育を委託された子）

そのため、配偶や従兄弟の控除してゐゝるのがあゝりやあゝりゝ、国であつても他の要件にも当てはまれば特定親族特別控除を受けらるゝるのです。

第2章 新制度！特定親族特別控除とは？



要件

3. 所得者本人と世帯主と一緒にしていること

ここでいう「世帯主と一緒にする」とは、お母さんがお父さんと「**同じお家**で生活している」ということになります。そのため「一緒に暮らしていない」といってもいいというわけではありません。別荘でもいいのです。ただし「別の別荘で生活している」ことが条件となります。

留学や専業主婦ならば別荘から住み込みがある／月1回、またはお盆や正月などで帰ってくる』であれば「世帯主と一緒に暮らす」と考えていいでしょう。



要件

4. 親族たる配偶者がその年の12月31日時点で19歳以上23歳未満であること

「大学生相当の子がい」な理由に、その子が多少稼がせても親が控除を受けられるようにする、というのがこの制度の趣意です。

そのため、年齢要件がその年の年末時点で19歳以上23歳未満となります。間接的にいえるのは、専業主婦でも年齢要件を満たせば、所得控除を受けることができます。そのため、親族等が専門学校生や就職しても、年齢要件と他の要件を満たせば、所得控除を受けることができます。

なお、年の途中で親族等が死した場合は死亡時の状況で判断します。

要件

5. 対象される親族等の合計所得金額が 500 万円超 1,230 万円以下であること

従来の扶養控除の制度では対応できなかった層をカバーするのが、この制度の目的です。
そのため、対象される子などの場合に所得額は扶養控除の範囲で収まる子などの場合に所得よりも多くなってはいけません。

そのため、対象される親族の所得額は 500 万円超 1,230 万円以下とされています。給与所得だと 1,230 万円超 1,460 万円以下です。

ただ、残念ながら、対象される親族等の場合に所得額が多ければ多いほど、所得額も減っていきません。
63 万円の所得を受けられるのは、子などに対象される親族の給与所得が 150 万円までの場合です。

「年収 140 万円の親」と置換して 150 万円、バイトで年収を稼いでしまうと、
親の所得額は 63 万円から 51 万円になってしまいます。

要件

[特定重要案件の取扱い]

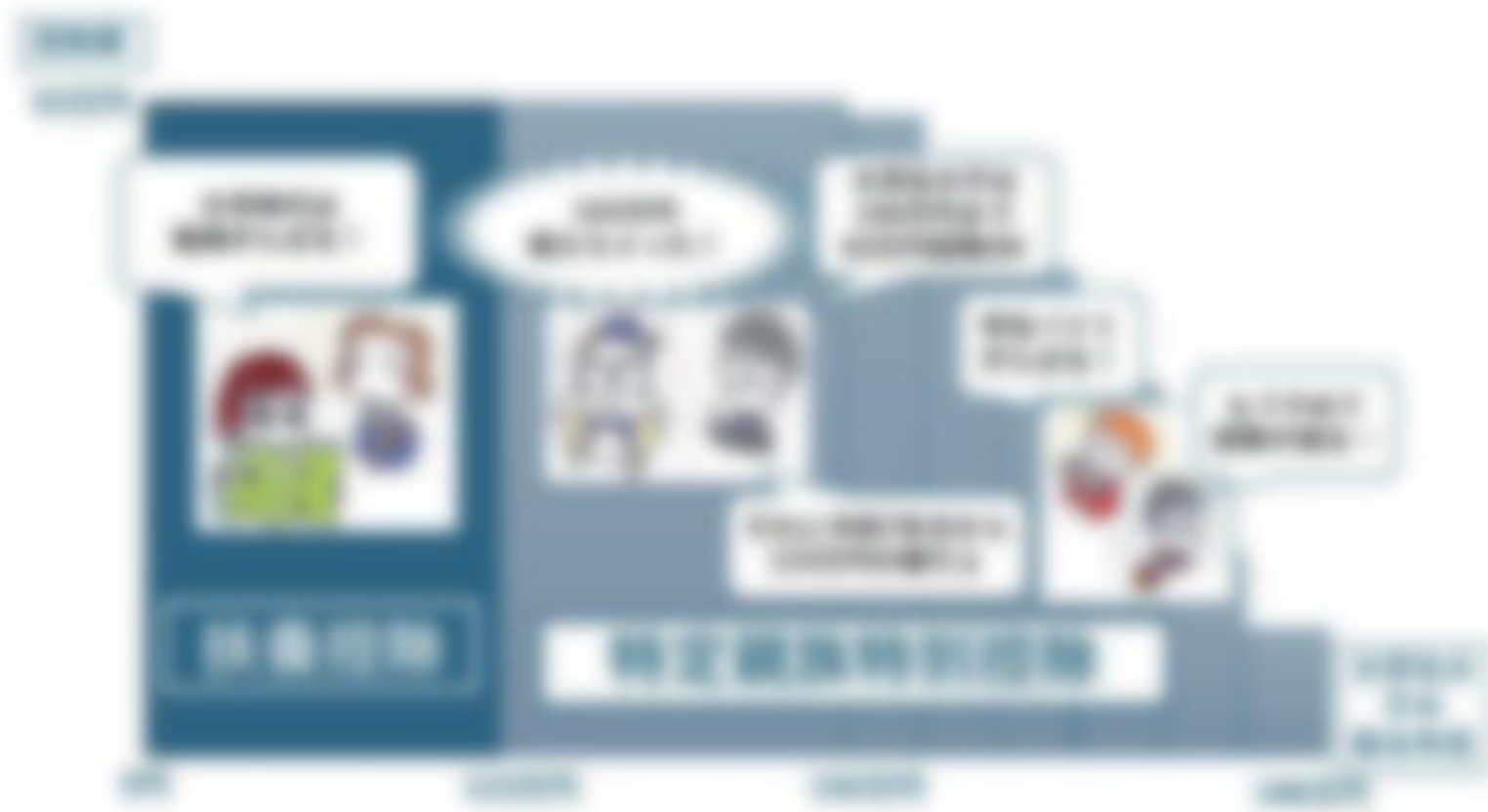
特定重要案件（1）の取扱い	特定重要案件（2）の取扱い
（1） 特定重要案件（1）の取扱い	（1） 特定重要案件（1）の取扱い
（2） 特定重要案件（2）の取扱い	（2） 特定重要案件（2）の取扱い
（3） 特定重要案件（3）の取扱い	（3） 特定重要案件（3）の取扱い
（4） 特定重要案件（4）の取扱い	（4） 特定重要案件（4）の取扱い
（5） 特定重要案件（5）の取扱い	（5） 特定重要案件（5）の取扱い
（6） 特定重要案件（6）の取扱い	（6） 特定重要案件（6）の取扱い
（7） 特定重要案件（7）の取扱い	（7） 特定重要案件（7）の取扱い
（8） 特定重要案件（8）の取扱い	（8） 特定重要案件（8）の取扱い
（9） 特定重要案件（9）の取扱い	（9） 特定重要案件（9）の取扱い
（10） 特定重要案件（10）の取扱い	（10） 特定重要案件（10）の取扱い

（注） 特定重要案件（1）の取扱いについては、特定重要案件（1）の取扱いに準ずる。

付属表： 特定重要案件（1）の取扱いに準ずる。特定重要案件（2）の取扱いに準ずる。特定重要案件（3）の取扱いに準ずる。特定重要案件（4）の取扱いに準ずる。特定重要案件（5）の取扱いに準ずる。特定重要案件（6）の取扱いに準ずる。特定重要案件（7）の取扱いに準ずる。特定重要案件（8）の取扱いに準ずる。特定重要案件（9）の取扱いに準ずる。特定重要案件（10）の取扱いに準ずる。

要件

対象控除とあわせてイメージ図にすると、次のようになります。



要件

手当てが15万円未満で贈っている場合、贈与税額の枠を超えて贈与しても贈与税 0円、万が一税額を課せられる場合は「手当ての額が年額が150万円以下」です。それを超えると贈与税が課せられる税額額は勝手に減っています。

「配偶者特別控除に当てている」と思っていた方が多いイメージしやすいかもしれません。

なお、**配偶者特別控除は適用できない控除制度です。**

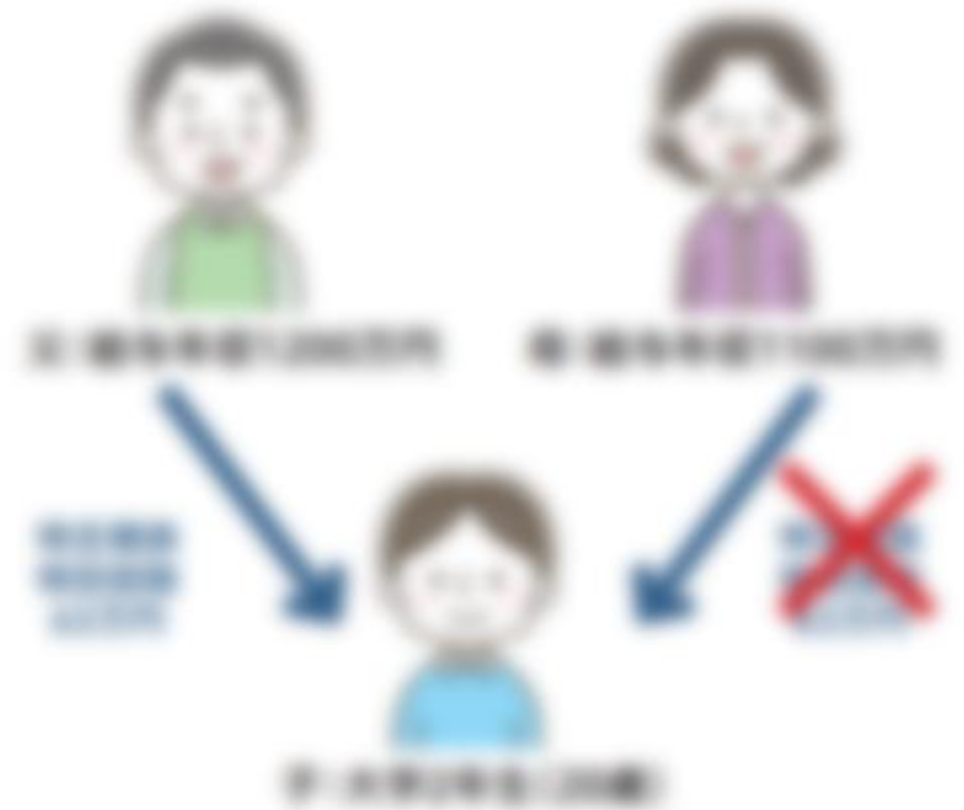
そのため、贈与税年額が 15000 万円でも50000 万円でも、これらの要件に当てはまれば、特定親族特別控除を課せられます。

要件

① 他の親族の専横親族などで特定親族特別控除の対象となっていないこと

家族の誰かに多いサービスです。
夫が専横親族で子を特定親族とし、特定親族特別控除を受けるなら、妻は特定親族特別控除を受けられないです。
妻は「家族がダブルで控除を受けるのはダメ」ということになります。これは夫婦に限らず、他の親族との間でも同じことが言えます。

また、対象となる子などが誰かの専横者であり、その専横者から配偶者特別控除を受けるサービスでも、妻は特定親族特別控除を受けられないこととなります。
この点でも「ダブル控除はダメ」なのです。



実施時期

税務上の制度において、特定親族特別控除が影響するのは「年末調整」と「給与の源泉徴収」の 2 つの場面です。実施時期は「令和 7 年度 1 月 1 日以降」と同時期になります。次の通りです。

●年末調整

年末調整は令和 7 年度から対応します。つまり、今年の年末調整から特定親族特別控除に対応しなくてはなりません。

●給与の源泉徴収

給与の給与や年 2 回の給与といった場面では、所得税が源泉徴収されます。この源泉徴収する所得税の計算で特定親族特別控除に対応するのは令和 6 年 1 月 1 日以降の給与です。ただし、1 月 1 日以前に属する給与も「特定親族特別控除」という形で扱われます。

具体的には「年末調整で源泉徴収の対象にならない人 + 特定親族特別控除で 6.3 万円超の控除を受ける人」が源泉徴収の対象として、源泉徴収の対象にカウントされることとなります。

【遺族控除対象扶養親族とは】

納税者本人が扶養している本人で、次のいずれかに当てはまる本人です。

1. 今年の年末調整で扶養控除の対象になる可能性のある人（親族等）
2. 今年の年末調整で特定親族特別控除の対象になる可能性のある人（親族等）

1は
「扶養されている本人が居住者ならば 16 歳以上で年の所得額が 56 万円以下に収まりそうなる人」
「非居住者ならば居住者の事件に加え、年齢が 30 歳未満で年齢が 70 歳以上で 30 歳以上 70 歳未満なら留学生（帰国生）等 36 万円以上所得されている本人のいずれか」
などとなります。

2は
「19 歳以上 23 歳未満で、年の所得額が 56 万円超 100 万円以内に収まりそうなる人」
を指します。

このほかにも事件があります。詳しくは、国税庁のパンフレットの「PT（遺族控除対象親族）」をご覧ください。

実施時期

■注意喚起

特定親族特別控除は、留学などで国外にいた者などの親族等でも適用できます。
ただし、遺言関係証明と親族関係証明が必要で、
詳しくはこちらの QR コードをクリックしてください。



※このQRコードは、特定親族特別控除に関する詳細情報を提供するためのものです。

このほか
「海外にいた者などの親族等自身が海外の社会保険の被保険者である」
「海外にいた者に控除額がかかる」
などの可能性もあります。

第3章 所得控除の所得要件の変更

このほか、所得控除の所得要件も変更となりました。次の通りです。

配偶者(特別)控除

配偶者控除の要件は、つぎに「所得者本人と世帯を同一にしている配偶者の合計所得金額が 48 万円以下」というのがありましたが、

この「**合計所得金額が48 万円以下**」に引き上げられました。
パートナーがパートの給与所得だと 123 万円が上限になります。

また、配偶者特別控除は、要件は「つぎに「所得者本人と世帯を同一にしている配偶者の合計所得金額が 48 万円以下」というのがありましたが、

これが「**58 万円**」になりました。パートナーがパートの給与所得だと「**123万円**」になります。
ただし、上限額は変わらず「123 万円以下(給与所得 201 万 6000 円未満)」です。

扶養控除

扶養控除の要件は、主に「所得者本人と生活を一にしていない親族が妻子、養育を要している老人の合計所得金額が 48 万円以下」というのがありましたが、

この「**合計所得金額の本人が 58 万円以下**」に引き上げられました。
パート・アルバイトの給与所得だと、**123 万円**が上限になります。

障害者控除

配偶者が扶養している親族が障害者である場合の所得要件が置かれます。
従来、合計所得金額の要件は「48 万円以下」でしたが「**58 万円以下**」になりました。

「要件の変更は配偶者控除や扶養控除と連動する」と認識するとよいかもしれません。

ひとり親控除

ひとり親控除の要件は、①「所得者本人と生計を一にしている子どもの総所得金額等が48万円以下」というのがあり、
この要件が「58万円以下」に引き上げられました。

パート・アルバイトの給与等控除は123万円が上限になります。

寡婦控除(離婚)

寡婦控除の要件は、①「所得者本人と生計を一にしている子ども以外の親族等がいて、その親族等の合計所得金額が48万円以下」というのがあり、
この「合計所得金額の要件が58万円以下」に引き上げられました。

パート・アルバイトの給与等控除は123万円が上限になります。

勤労学生控除

勤労学生控除の要件のうち「勤労学生である所得者本人の合計所得金額が75万円以下」というのがありましたが、

この「合計所得金額の要件が75万円以下」に引き上げられました。

パート・アルバイトの給与所得だと150万円が上限になります。

但しこのほか、所得金額調整控除の所得要件も75万円以下とされていました。

適用時期

税制の改正において、こういった所得要件の変更が影響するのは「年末調整」と「月々の源泉徴収」の 2つの場面です。
適用時期は「平成 16年 1月1日以後」と同時期になります。次の通りです。

●年末調整

年末調整は令和 7 年度から対応します。
つまり、今年の年末調整から上記の所得控除の所得要件に対応しなくてはなりません。

●月々の源泉徴収

毎月支給給与等 2 回の給与といった場面では、所得税が源泉徴収されます。
この源泉徴収する所得税の計算で所得控除の所得要件に対応するのは令和 6 年 1 月 1 日以降に
支給される給与等からです。

配偶者が専業主婦の場合の所得要件

	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	所得金額が所得要件に満たない場合の所得控除
専業主婦 所得 - 専業主婦控除	所得金額が所得要件に満たない場合		所得金額に 満たない	所得金額が 所得要件に満たない
専業主婦 所得 - 専業主婦控除	所得金額に 満たない	所得金額に 満たない	所得金額に 満たない	
専業主婦 所得 - 専業主婦控除	所得金額に 満たない	所得金額に 満たない	所得金額に 満たない	

第3章 所得控除の所得要件の変更

圖 10-1 聖地牙哥以外 3 個市鎮的基礎建設之總覽

	外債(外債)	外債(外債) 外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債) 外債(外債)
外債(外債)	外債(外債)			外債(外債)		外債(外債)
外債(外債)	外債(外債) 外債(外債)	外債(外債) 外債(外債)	外債(外債)			
外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)			
外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)			外債(外債)
外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)
外債(外債)	外債(外債)					外債(外債)
外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)	外債(外債)		

第4章 令和7年分以降でも変わらない点

令和 7 年度税制改正による変更が多い一方、変わらない点もあります。
ここであらためて確認しましょう。

配偶者特別控除の上限は変わらない

配偶者特別控除における配偶者の所得要件は変わりましたが、では、配偶者特別控除はどうなったのでしょうか、次のようになります。

配偶者特別控除における配偶者の所得要件	令和6年分まで	令和7年分から
下限	48万円(給与所得105万円)	58万円(給与所得125万円)
上限	135万円(給与所得201万4000円)	

つまり、配偶者の所得要件の下限は48万円→58万円になったわけですが、
所得者本人の所得要件（配偶者の所得要件は令和 7 年分以降は同じ）も変わりません。

所得控除額は変わらない

例えば、配偶者控除などという所得控除の所得要件が変わることをお話ししました。変更しないのは、所得控除の額が変わらないということです。控除するための条件がややゆるくなる程度で控除額そのものは変わりません。

また、所得要件が変わるのは配偶者や扶養している親族などであり、扶養している本人の所得要件は変わりません。注意が必要です。勤労学生控除も同じく。

所得控除額は変わらない

所得控除の種類	令和6年分以降の控除額	令和7年分以降の控除額	令和7年分以降の控除額
基礎控除	38万円	38万円	38万円
配偶者控除	38万円	38万円	38万円
扶養控除	38万円	38万円	38万円
障害者控除	26万円	26万円	26万円
高齢者控除	26万円	26万円	26万円
寡婦控除	26万円	26万円	26万円
ひとり親控除	26万円	26万円	26万円
学生控除	26万円	26万円	26万円
勤労学生控除	26万円	26万円	26万円
医療費控除	医療費総額の7割（上限10万円）	医療費総額の7割（上限10万円）	医療費総額の7割（上限10万円）
雑損控除	雑損総額の1割（上限10万円）	雑損総額の1割（上限10万円）	雑損総額の1割（上限10万円）
地震保険料控除	地震保険料総額の1割（上限10万円）	地震保険料総額の1割（上限10万円）	地震保険料総額の1割（上限10万円）
住宅ローン控除	住宅ローン借入額の1%（上限20万円）	住宅ローン借入額の1%（上限20万円）	住宅ローン借入額の1%（上限20万円）

※令和7年分以降でも変わらない点

※令和7年分以降でも変わらない点

※令和7年分以降でも変わらない点

住民税の非課税給与は「これまでの非課税所得額+65万円」になる

「パートの年収の額が 103 万円から 160 万円になった」と言っても、160 万円まで給与所得が非課税になるのは所得額だけです。住民税は次のようになっています。

- 給与所得控除後の最低所得額が「55 万円 + 65 万円」になった
- 最低所得額の引き上げはない
- 最低所得額の上乗せもない

つまり「年収の額は 160 万円だ」と言っても、パートで 150 万円に達しない家で働いてしまうと、パートで働いている本人は、所得 6 月から住民税を納める義務はなくなってしまいます。

「年収は 1 万円の12も納税的にならないうた」というのであつた、パート年収を「最低所得の非課税所得の上乗せ額 + 65 万円」に達してからの所得中心の考え方、

この所得の非課税所得の非課税額は、原則、変わらないです。

例：年収が 103 万円のパートで、年収が 160 万円に達しない場合は、

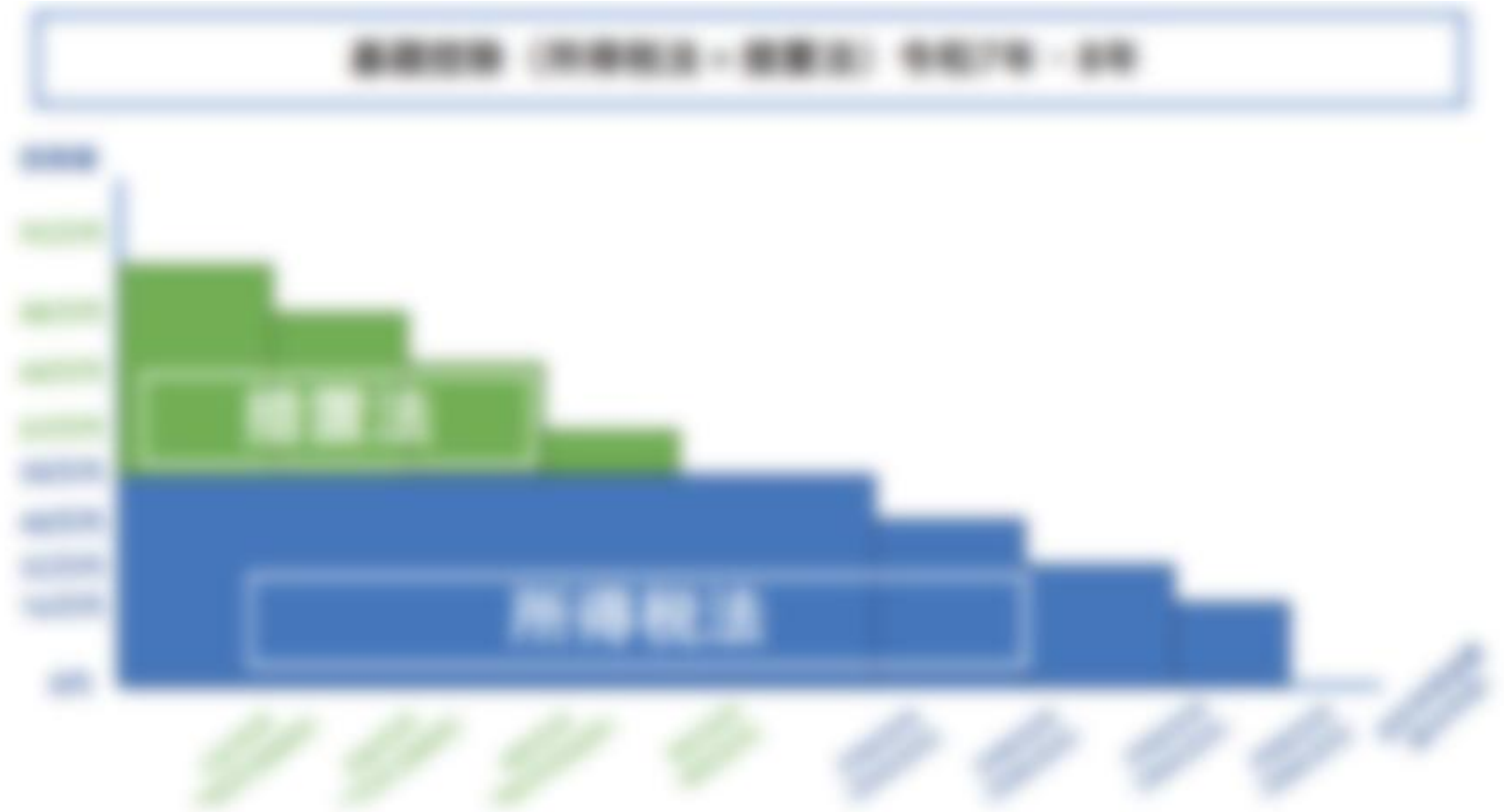
第5章 令和7年分以降、間違いやすいポイント

基礎控除の上乗せは年末調整でも所得制限あり

令和7年以降から納税者は
基礎控除額の上乗せに際し
所得制限があります。

基礎控除額全体のイメージ
はこのようなようになります。

給与所得 200万円以下
に注意しましょう。



特定親族特別控除は扶養控除とちがう

特定調音時間間隔は一言すると「所定時間の間隔」に見えます。実際、そう説明するとこの言葉も通じやすいです。しかし、次のような間違いがありがちです。

	計畫內容	執行進度與成效
總則	說明本計畫之背景、目的、範圍、依據、實施程序、預期效益、經費來源、其他事項等。	計畫之背景、目的、範圍、依據、實施程序、預期效益、經費來源、其他事項等。
計畫之內容與目標	計畫之內容 計畫之目標 計畫之執行 計畫之預期效益	計畫之內容 計畫之目標 計畫之執行 計畫之預期效益
計畫之內容與目標之說明	計畫之內容 計畫之目標 計畫之執行 計畫之預期效益	計畫之內容與目標之說明

特定親族特別控除は扶養控除とちがう

	扶養控除	特定親族特別控除
世帯主または世帯主の配偶者	世帯主または世帯主の配偶者 (世帯主または世帯主の配偶者が世帯主または世帯主の配偶者の場合)	世帯主または世帯主の配偶者 (世帯主または世帯主の配偶者が世帯主または世帯主の配偶者の場合)
世帯主または世帯主の配偶者以外の世帯員 または世帯主の配偶者	世帯主または世帯主の配偶者 (世帯主または世帯主の配偶者が世帯主または世帯主の配偶者の場合)	世帯主または世帯主の配偶者 (世帯主または世帯主の配偶者が世帯主または世帯主の配偶者の場合)
世帯主または世帯主の配偶者以外の世帯員 または世帯主の配偶者	世帯主または世帯主の配偶者	世帯主または世帯主の配偶者
世帯主または世帯主の配偶者以外の世帯員 または世帯主の配偶者	世帯主または世帯主の配偶者	世帯主または世帯主の配偶者 (世帯主または世帯主の配偶者が世帯主または世帯主の配偶者の場合)

なお、世帯主または世帯主の配偶者以外の世帯員は、世帯主または世帯主の配偶者以外の世帯員である。

特定親族特別控除を受けると、ひとり親控除と寡婦控除はなくなる

シングルペアレンツが離婚したお母や母親がいないお父が、子供をひとり親として育てているケースなど、ひとり親控除や寡婦控除があります。

これらは「子どもが扶養親族の所得が55万円以下」であることが要件です。

そのため、本人が特定親族特別控除を受けるようなケースなど、絶対にひとり親控除・寡婦控除は受けられません。

特定親族特別控除の要件の1つは「扶養している親族等の所得が55万円以下である」ことだからです。



第6章 年末調整の実務のポイント

年末調整が対象となるのは適用、12月です。そして修正額法が適用されるのは令和7年12月1日となっています。つまり今年の年末調整では修正額法の適用外のルールが適用されるのです。



年末調整の必要書類

年末調整での必要書類は以下のようになります。
なお、QRコードは令和7年度の年末調整を前提としたものです。

必要書類	内容	提出する人	QRコード
給与支払者の所得決定書 （所得決定書）	給与支払者の年末調整に 必要	全額、この書類がない と年末調整できない	
給与支払者の所得決定書 （所得決定書）	給与支払者の年末調整に 必要	全額、この書類がない と年末調整できない	

必要書類	内容	提出する人	QRコード
給与所得者の源泉徴収票 ※ 給与所得者の 退職所得の源泉徴収票 ※ 給与所得者の一時所得 源泉徴収票 ※ 労 務派遣関係の源泉徴収票	以下のいずれかに必要 - 源泉徴収票 - 給与所得・一時所得 - 退職所得の源泉徴収票 - 労務派遣関係の源泉徴収票	会社 ※ 源泉徴収票の提出先は、年末調整 を行う事業主様へ、本人に提出 する必要はありません。	
所得割の計算書	以下のいずれかに必要 - 給与所得の計算書 - 退職所得の計算書 - 一時所得の計算書 ※ 源泉徴収票 - 労務派遣関係の計算書	税務署のよ	
給与所得者の所得割 入、所得割の計算書 ※ 給与所得者の所得割 の計算書 ※ 源泉徴収票	2年間の所得割の計算書 ※ 所得割の計算書の提出に 必要	税務署のよ	1年間の所得割の計算書 ※ 所得割の計算書の提出に 必要

令和 7 年以降の年末調整の実務で意識すべきポイント

令和 7 年以降、年末調整を行うにあたり、特に意識すべきポイントが追加されています。

1. 「本人の働きが非正規」ラインと「家族が非正規にできる」ラインが異なる

これまで「給与年収 103 万円」が、税制上のポイントの上限ラインでした。

つまり、自分の給与年収が103 万円以下なら自動的に「大企業」と判定できたのです。

- 自分は非正規働き方ではないが家族は非正規によって異なる
- 夫や妻が非正規勤務を受けられる
- 夫が非正規勤務を受けられる（自分が大学生なら63 万円超）
- 夫がシングルペアレンツなら63 万円超は家族が受けられる
- 休職しているがシングルペアレンツの夫なら、家族が受けられる（離婚によるシングル母の場合）
- 家族が非正規ではない場合、自分だけが非正規勤務の場合による

この図表は今後使えません。次の図表のように変わります。



令和 7 年以降の年末調整の実務で意識すべきポイント

給与額が増えますが配偶者控除がなくても配偶者扶養控除で申告できます。
また、児童手当が増えますが扶養控除が増えなくても特定扶養控除でカバーできます。
しかし、次の点には注意しなくてはなりません。

- 特定扶養控除控除額を増やすとシinglesのひとりの控除額、寡婦控除は受けられない
- 寡婦の職に就いている場合は、寡婦の職が増えますと扶養控除が受けられない
- 増えますが配偶者控除がなくなる
(配偶者の所得が所得控除の上限を超えたら、配偶者控除はなくなるため)

家族の稼ぎがバイト・パートとは限らない

配偶者や子どもなどの扶養している家族がバイト・パートで働いているとは限りません。

最近では自宅で働く人も増えてきました。

このようなケースでの稼ぎは「給与所得」ではなく「事業所得」「雑所得」などとなります。こういった所得の計算は次の通りです。

$$1 \text{ 年間の総収入金額} - 1 \text{ 年間の必要経費の額} - 1 \text{ 年間の所得(利益)}$$

役員や従業員が家族が自宅で働いている可能性もあります。

できれば事前にアサワンズへ相談し、バイト・パート以外なら利益の額を数えてください。間違っているとよくありません。

基礎控除の上乗せに注意

令和7年～8年 年は基礎控除の上乗せの対象者は「給与所得 850 万円以下」に限られます。
ただし、給与所得でなくても 200 万円を超えるなど、上乗せ額が所得控除に減っていくります。

1. 給与所得 850 万円以下者全員対象です
2. 給与所得 200 万 円 200 万円以下は一律 37 万円控除
3. 2 万円以上の基礎控除額が対象です

とすると、控除の範囲が狭くなる可能性があります。

所得金額調整控除に注意

年末調整では、所得金額調整控除が2つあります。

これは結婚や出産、死亡の「所得調整の人」で、23 歳未満の子供を養育しているか、あるいは本人が生活を一にしている家族が特別障害者であるときに受けられる「セーフティーネット制度」給付所得調整控除の2つです。

最大 15 万円が控除されます。



所得金額調整控除に注意

ここで確認したいのが「扶養控除」/「扶養している家族が所得調整対象」です。

これらはいずれも「合計所得金額 55万 万円」が要件となります。

つまり、年末調整での所得金額調整控除でも、妻や夫、子などの親族等の所得額を確認しなくてはならないのです。

1. 所得調整の対象となる人

原則：その年の12月31日

（年末調整では今年最後の給与支払日の時点）

例外：扶養している配偶者や扶養親族が年の途中で死亡

●死亡した時点

2. 所得調整に扶養控除・障害者控除

●75%

3. 所得調整に所得金額調整控除

●10%



役員・従業員へのアナウンスと対応

スムーズな年末調整のため、役員・従業員には以下のことを伝えておく必要があります。

① 会社で 年間の年末調整から所得を算出するための
資料の取得要件の多くは「年報 123」に準拠していること

「えっ！ 年報 123 資料の揃っていないの？」と驚愕の表情をみせるかもしれません。
こう驚愕したら「パターン別」に次のように伝える必要があります。

役員・従業員へのアナウンスと対応

「(1) 「給与 300 万円が標準報酬月額」 50万円の標準報酬を要しないのか?」

「要するからです。ただし、給与標準月額ではなく給与標準特別月額が、標準報酬ではなく特定標準特別月額になります。また、この要請が適用・不適用の判定ではないのであつて 300 万円や 600 万円の要請は要するものと勘違いしますが、所轄税務署を問わないで同じように見てください」

「(2) 適用の範囲がパートで 150 万円以内かどうか?」

「残念ながら標準報酬は要するではありませんが、心配なら、税務署の人にパート代は年 123 万円に留めてくれないかなどに届えた方がよいでしょう。
あとは税務署さんがもらっている年金額とのバランスです。年金額の合計で所轄税 50 万円以下なら標準報酬は要する」

役員・従業員へのアナウンスと対応

「お疲れ、シンガポールで大学生のアルバイトなのよ。
うちの年、バイトで150万円ほど働いてもらっているのよ。
私も63万円ほど稼げられるんではない？」

「確かに63万円ほどは稼げられます。特定勤労者特別控除ができたからです。」

「でもひとりの勤労者は稼げられなくなる可能性があります。」

「ひとりの勤労者はお手さんのバイト代が給与年額で123万円以下でないと無理なんです。」

役員・従業員へのアナウンスと対応

2. 申告書の書き方が難しかったら、家族の情報をとりあえず書く

今の年末調整の申告書は非常に簡単です。「これは当てはまるのかどうなのか」と役員・従業員で判断するのとはとても大変だと思えます。なので、大変そうに感じたら、次の情報をひとまず記入してもらうようにしましょう。

- 家族の構成
(世帯を形成しているものならその数と家族の住所も書いてもらう)
- 家族の年収・所得
(レギュラーパートがその以外か、その以外ならどう書いていいものかも書いてもらう)
- 所得方の数がないか、 書いていい所得額と関係していないか
(扶養控除など、人にかかわる所得控除は生活費用に使っている家族のうち誰か？ 人にかかわる受けられない人)

役員・従業員へのアナウンスと対応

⑤ 「160 万円超 / 150 万円超」は通知書送付

税制改正後、しばらくは「年収 103 万円の壁」を覚えて来た人あるいは家族が働き、年末調整を受けるケースが多いかと思えます。しかし中には、103 万円を超えて、働く人もいます。

こういった人の年末調整の申告もれを防ぐためには、「160 万円 / 150 万円」と言った新しい給与所得の壁を周知徹底するほかありません。

役員・従業員に申告書を送ってもらうときは、この新しい壁を繰り返し伝え、申告もれ・控除もれがないようにしましょう。

第7章 令和9年分以降の変更点と注意点

令和7年度税制改正は、令和9年以降の年末調整にも影響します。

というのも、基礎控除の上乗せのルールが**令和7年～令和9年以降で変わります**からです。

令和7年～令和9年までは合計所得金額 132 万円以下 655 万円以下

(給与所得 200 万 3999 円以下 650 万円以下)の人

基礎控除の上乗せがありました。しかし令和10年以降、これがなくなります。

上乗せの対象となるのは合計所得金額 132 万円以下(給与所得 200 万 3999 円以下)の人、
だけです。

本来の基礎控除・基礎控除の上乗せ分を合計せ、令和7年～令和9年分と令和10年分以降を合計すると、
次のようになります。

第7章 令和9年分以降の変更点と注意点

【課税標準】（修正された範囲）		【課税標準】	
課税標準	修正後の課税標準	修正後	
		令和7年度分	令和8年度分以降
100万円以下	100万円以下	100万円以下	
100万円超～200万円以下	100万円超～200万円以下	100万円以下	100万円
200万円超～300万円以下	200万円超～300万円以下	100万円以下	
300万円超～400万円以下	300万円超～400万円以下	100万円以下	
400万円超～500万円以下	400万円超～500万円以下	100万円以下	
500万円超～1,000万円以下	500万円超～1,000万円以下	100万円	100万円
1,000万円超～2,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	100万円	

【注】 令和7年度分以降の修正は、令和7年度分以降の課税標準の範囲に適用される（令和7年度分以降の課税標準）（令和7年度分以降の課税標準）（令和7年度分以降の課税標準）（令和7年度分以降の課税標準）

